



26農振第152号
平成26年4月28日

高知県農業振興部農地・担い手対策課長 殿

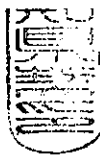
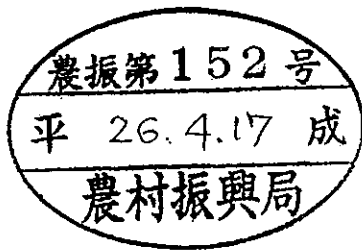
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

農地法施行規則第33条第4号の解釈について（回答）

平成24年10月11日付け24高農担第430号をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

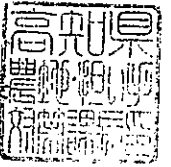
- 1 照会の記の1の（1）については、通常、集落内やその周辺に居住する者は必ずしも農業者に限られるものではないことから、本規定の「住宅」に居住し、又は「日常生活上又は業務上必要な施設」を利用する者についても、農業者に限定されるものではない。
- 2 照会の記の1の（2）については、「住宅」は、法令上その施設の種類を限定しているものではなく、また、「日常生活上又は業務上必要な施設」については、居住する者が利用する施設であって、当該集落の通常の発展の範囲内であると認められる土地利用需要に対応するものについては対象となるものと考えられる。
- 3 照会の記の1の（3）については、本規定は、集落の通常の発展の範囲内で集落を核として滲み出し的に行われる農地転用については、第1種農地であってもこれを認めることにより、集落の安定的な維持・発展ひいては地域の農業の振興につながることを趣旨とするものである。このため、この趣旨に沿った施設が該当することとなるが、当該地域への立地の必要性や利用形態、規模等から個別具体的に判断することとなる。
- 4 照会の記の2の（1）・（2）については、「集落の通常の発展の範囲内での滲み出し」は、集落の土地利用の状況や規模等地域の実情を踏まえて判断する必要があるが、都市化の進展を促進させるような土地利用需要や大規模な工場等を対象に含むことは本規定の趣旨にはなじまないことに留意し、適正に運用していただきたい。



24高農担第430号
平成24年10月11日

農林水産省農村振興局
農村政策部農村計画課長 様

高知県農業振興部農地・担い手対策課長



農地法施行規則第33条第4号の解釈について（照会）

標記の件について、農地転用許可手続きの指針としたいので、下記の諸点の解釈についてご教示ください。

記

- 1 農地法施行規則第33条第4号の見出し「地域の農業の振興に資する施設」の取り扱いについて
 - (1)人口増加をもたらすことで農業集落の維持形成上有益であると認められるものであれば、農業者に限定することなく居住・利用できる施設も含むと解釈してよろしいのでしょうか。
 - (2)農業者に限定することなく居住・利用できる施設が地域の農業の振興に資する施設と認められる場合、次の各施設はその施設に該当するでしょうか。
 - ・ 建売分譲住宅、集合住宅、店舗併用住宅
 - ・ 商業施設
 - ・ 老人ホーム
 - ・ 賃貸駐車場
 - (3)記載の各施設について、地域の農業の振興に資する施設に該当する、または該当しない理由をご教示下さい。
- 2 平成24年度農地転用制度実務研修会での意見交換議題に対する農地転用班の考え方について
 - (1)農地法施行規則第33条第4号の規定に関する議題について、農地転用班の考え方として示されている「集落の通常発展の範囲内での滲み出し」の定義をご教示ください。
 - (2)既存の集落の規模に対して、どの程度の規模の計画であれば「滲み出し」ととらえることができるのでしょうか。既存集落に対しての割合（例えば既存集落の戸数の1割程度）等ございましたら、ご教示ください。

